

国立市議会議長 高柳 貴美代 様

公職選挙法違反の疑いを抱いた一連の事実と法令遵守に関する陳情

陳情の趣旨

先の国立市長選挙の告示日（2024 年 12 月 8 日）以前の 2024 年 12 月 2 日、一橋大学の学生・卒業生・教職員など 6,600 名を超える一橋大学関係者が集うオンラインコミュニティ（Facebook グループ）「一橋大学交流の場」において、一橋大学卒業生である陳情者は、一橋大学関係者である A 氏の投稿と、投稿に付された一橋大学卒業生である濱崎真也氏（現市長）の「いいね！」を目にした。陳情者は、この事実に対して事前運動の禁止に係る公職選挙法違反の疑いを抱いた。



編集履歴（Facebook に搭載された機能）によれば、A 氏は 2024 年 12 月 2 日 12:56 に投稿を行っている。投稿は文章と画像で構成され、主たる文章は「はまさき真也さん。一橋大学法学部卒 40 歳。12 月 15 日(日)投票の国立市長選挙にチャレンジです。Good Luck です! 学生さんはボランティアとして応援もできます。」というもの。画像は「対話するまち くにたちへ。はまさき真也 無所属 40 歳」という文字とともに、屋外で、のぼりらしきものを背景に、肩からたすきを下げたスーツ姿の当人と思しき男性（顔を含む頭から胸までの半身）を撮影した写真である。

陳情者がこの投稿を最初に目にしたのは、2024 年 12 月 2 日 18:25 頃である。その時点で投稿には濱崎真也氏の「いいね!」が付されていた。陳情者は即座に公職選挙法違反の疑いを抱き、証拠としてスクリーンショット（前掲の画像）を撮影し、同日 18:28 に複数の知人に送信した。

陳情者は翌日 2024 年 12 月 3 日の午前に国立市選挙管理委員会、同日午後に立川警察署の刑事組織犯罪対策課に赴き、これを報告した。報告の際は、オンラインコミュニティ「一橋大学交流の場」にアクセスし、各担当者とともに A 氏の投稿と濱崎氏の「いいね!」が当該時点で変わらず存在している事実を確認した。加えて、各担当者が証拠としてスクリーンショットを撮影した。

編集履歴によれば、その後 A 氏は 2024 年 12 月 5 日 21:50 に投稿を編集し、文章の一部改変を行っている。改変前は「12 月 15 日(日)投票の国立市長選挙にチャレンジです。Good Luck です!」と記されていた箇所が、改変後は「市政にチャレンジとのこと、Good Luck です!」という文面に変わっている。改変内容（特定の選挙を示す表現の消去、断定調から伝聞調への変更など）から公職選挙法上の問題を踏まえて改変を行ったことは明らかである（改変の効果は、端的に言えば投稿全体の趣旨を「選挙運動」から「政治活動」に入れ替えるものである）。何も問題がなければ本来的に改変を行う必要はないことから、当初（改変前）の投稿に問題があったことを投稿者が事後的に自覚し、あるいは第三者からの指摘によって認識し、改変を行ったものと推察される。

なお、この改変によっても当初（改変前）の投稿の問題の解消は完遂できていないことを申し添えておく。改変後（2024 年 12 月 5 日 21:50 以降）も編集履歴に当初（改変前）の投稿が残存し、オンラインコミュニティ「一橋大学交流の場」の参加者であればいつでも閲覧可能な状態にあったからである。当初（改変前）の投稿の残存は、国立市長選挙の投票・当確（2024 年 12 月 15 日）を過ぎても確認されている。適切な対処は、投稿の改変ではなく削除だったと思われる。

冒頭にも記したとおり、オンラインコミュニティ「一橋大学交流の場」は、一橋大学の学生・卒業生・教職員など 6,600 名を超える一橋大学関係者が集う場である。そして、その少なくない人数が国立市民であり、市長選挙の有権者である。たとえば陳情者や濱崎氏もその一人であり、陳情者の調査によれば、市議会の議員にも該当者（「一橋大学交流の場」参加者）がいる。A 氏の投稿にはコメントが寄せられているが、国立市民である旨をコメントで明示している方もいる。すなわち、「一橋大学交流の場」に含まれる国立市民の規模は軽視できないものと推測される。

さらに言えば、A 氏は投稿で、12 月 15 日(日)投票の国立市長選挙にチャレンジする濱崎氏を Good Luck です!と後押しした上で、学生はボランティアとして応援もできることを伝えている。このメッセージは、第一に、国立市民（市長選挙の有権者）の学生にとっては、濱崎氏に対して投票のみならずボランティアとして応援もできるという意味に伝わり、第二に、たとえ国立市民ではない他地域住民の学生であっても、ボランティアとして濱崎氏の選挙応援ができる（投票はできなくとも得票には貢献できる）という意味に伝わるものとなっている。すなわち、「一橋大学交流の場」参加者のうち、国立市民（市長選挙の有権者）である学生はもちろん、国立市民ではない学生についても、ボランティアとして濱崎氏の得票に資する潜在的な対象群となっている。

選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」とされている。その構成要素は①選挙が特定していること、②特定の候補者（将来立候補しようとする者を含む）のためにするものであること、③当選を目的としてなされる行為であること、④投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為であることである。これら四つの要素を備えた場合、選挙運動と見なされる。選挙運動は選挙運動期間（選挙の公示・告示日から選挙期日の前日まで）しかすることができず、それ以前に選挙運動を行うことを「事前運動」と呼び、公職選挙法では一切禁止されている。

陳情者は、A 氏の当初（改変前）の投稿について、その投稿内容のみならず、国立市民を含む 6,600 人を超えるオンラインコミュニティへの投稿行為自体も勘案して、四つの要素を満たした選挙運動であり、かつ、告示前に行われた投稿であるため、事前運動に該当すると捉えている。

A 氏の投稿について単なる事実の告知や情報共有であると弁明するには「Good Luck です!」というフレーズは明らかに過度なものであり、特定の候補者に偏った後押しの表現となっている。

たとえば政治的に公平であることを旨とする報道メディアにおいて、特定の候補者に向けて「Good Luck です!」と告げることはないだろう。すなわち、A 氏の投稿は、単なる事実の告知や情報共有とは言い難く、「Good Luck です!」を濱崎氏の好結果（当選）を期して後押しを行った表現と捉えることは自然である。その直後には、学生に対して濱崎氏の選挙応援ボランティアに携わる可能性を喚起するメッセージが続くことから、総じて③④を満たしていると捉えられる。

とりわけボランティアについては、これが選挙運動ではなく政治活動に携わるボランティアであれば許容されるが、A 氏の当初（改変前）の投稿は、文脈上、明らかに前者を指示している。また、選挙運動ではない行為として認められている準備行為の一つに「選挙運動員又は労務者となることの内交渉」があるが、A 氏を内交渉（内々の交渉、非公式の交渉の意）の主体とは到底見なせず、そもそも 6,600 人を超える場に投稿している時点で内交渉の範疇から外れるだろう。

①②に関しても、告示前の時点で、濱崎氏が市長選挙にチャレンジすることを A 氏が断言調で書き込むこと自体、不条理である。そのような投稿が 2024 年 12 月 2 日 12:56 から（表面上の）改変に至る 2024 年 12 月 5 日 21:50 までの約 81 時間、国立市民を含む衆目にさらされていた。

ところで、陳情者は、本陳情を準備・作成する中で、事の発端として公職選挙法違反の疑いを自身が抱いたことについて、それは主観に過ぎないのではないか、バイアスが生じているのではないかとの自問を行った経緯がある。すなわち、一連の事実に対する自身の解釈について偏りや歪みが存在する可能性を考慮した。そこで、客観的な見解を確認するために導入・活用したのが AI（chatGPT）である。結論から言えば、AI の判定は「違反の可能性が高い」というものだった（詳細は添付資料を参照）。もちろん、陳情者は AI の判定を盲目的に正しいとは考えていない。あくまでも、その判定に至る論拠に目を向け、人間と同水準の客観的な見解として納得を得た。

もう一点、陳情者は、一連の事実に対して公職選挙法違反であるか否かを国立市議会において争う目論見はない。それは然るべき司法機関が判断することであり、不毛かつ闇雲な水掛け論に陥る類の展開は一切望んでいない。加えて言えば、現時点で陳情者が提訴する予定も意図もない（当然ながら第三者による訴訟を妨げる由も権利もない）。本陳情でここまで述べてきたことは、あくまでも、一連の事実の確認と、陳情者が公職選挙法違反の疑いを抱いた事由の説明である。陳情者は過去への拘泥ではなく未来への懸念を有している。本陳情の主眼はここから先にある。

濱崎真也氏の「いいね！」について。濱崎氏がA氏の当初（改変前）の投稿に「いいね！」を付した事実は、陳情者・国立市選挙管理委員会・立川警察署担当課等によって確認されている。時系列の分析から、濱崎氏は2024年12月2日12:56から18:25頃までの時間に「いいね！」を付しており、それ以降、国立市長選挙の投票・当確（2024年12月15日）を過ぎても継続している（取り消していない）ことが確認されている。

濱崎氏は、公開されているプロフィールによれば、一橋大学の法学部を卒業し、国土交通省に入庁して一種法律職（法律知識が必要とされる職種）として法令の企画立案等を担当した経歴を有している。したがって、少なくとも人並よりは「法」について通じている人物だと思われる。

さて、本陳情の主眼であるが、濱崎氏が「いいね！」を付したのはなぜか？ 陳情者が即座に公職選挙法違反の疑いを抱き、AIが違反の可能性が高いと判定し、投稿者のA氏さえも後日に改変を迫られることになった投稿に対して、濱崎氏が「いいね！」を付したことが甚だ疑問である。AIによれば、候補者自身が「いいね！」を付けた行為が事前運動を構成すると判断される場合、候補者が直接法に違反したと見なされると言う。それほどまでに法的リスクのある行為である。

仮に陳情者が同じ立場であれば、当然ながら「いいね！」は付さず、代わりに「公職選挙法に抵触する可能性がある投稿はお控えください（削除をお願いします）」なり「学生ボランティアの対象活動は政治活動であって、選挙運動ではありません。誤解を招く表現のため、削除をお願いします」なり、まずは直接コメントを書き込むだろう。どう考えても「いいね！」は付さない。

濱崎氏が「いいね！」を付したのは、うっかりミスによるものか、第三者が濱崎氏に代わってアカウントを用いて行ったものか、あるいはA氏の投稿に一縷の違反の可能性もないと確信した上で行ったものか、違反の可能性を念頭に置きながらもリスクとリターンを天秤にかけて行ったものか、その他の理由・事情によるものか、いずれにしても事の次第は本人にしかわからない。

繰り返すが、陳情者は過去への拘泥ではなく未来への懸念を有している。先の国立市長選挙に当選し、国立市政のリーダーを担うことになった濱崎氏が今後、為政者として法令遵守に徹することができるのかという懸念である。陳情者は、その懸念を、第一に濱崎氏に払拭していただきたいと願っている（ちなみにAIは陳情が提出された場合の適切な対処法を提案している。詳細は添付資料を参照）。第二に市議会に対して、市長等の法令遵守を含めて、市長等の市政運営の監視

を求めたい（本陳情の陳情事項）。すなわち、国立市議会基本条例の前文にある「二元代表制のもと、市長をはじめ執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能を持つと共に行政の監視機能を持っています。」の旨に則り、第 2 条「議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視するとともに、ソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

（3）市長等の市政運営を監視すること。」を、市長等の法令遵守を含めて行っていただきたい。

また、市議会に対して、A氏の投稿ならびに濱崎氏の「いいね！」の事実我真摯に向き合い、本陳情を基にした議案を作成し、国立市議会基本条例第17条に則る調査（学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査）を活用し、法や政治倫理の専門的知見を踏まえた、より厳正な審査・審議を果たすことを求めたい（本陳情の陳情事項）。なお、陳情者は、議案の作成について本陳情をどの程度基にするかは問わず、議員提案（共同提案を含む）、委員会提案、市議会総意提案のいずれの形を取るかについても問わない。

陳情事項

1. 市議会に対して、国立市議会基本条例のもとで、市長等の法令遵守を含めて、市長等の市政運営を監視することを求めたい。
2. 市議会に対して、本陳情を基にした議案を作成し、国立市議会基本条例第 17 条に則る調査を活用し、法や政治倫理の専門的知見を踏まえた、より厳正な審査・審議を果たすことを求めたい。